

真庭市起農プロジェクト業務仕様書

令和8年5月

真庭市

産業観光部農業振興課

1. 業務の目的

真庭市においては、農業従事者の高齢化や後継者不足が進行しており、地域農業の持続的な発展に向けて、新たな農業人材の確保・育成が大きな課題となっている。特に、農業や地方移住に関心を持つ若年層や都市部在住者が、就農に至るまでの情報不足や不安を理由に、具体的な行動へ踏み出しにくい状況が見受けられる。

本事業は、こうした課題を踏まえ、農業に関心を有する移住希望者・就農希望者を対象に、真庭市の農業や就農に関する情報発信、就農イメージの醸成、体験機会の提供及び相談体制の整理・支援を行うことにより、将来的に本市で農業を担う人材の掘り起こし及び定着を図ることを目的とする。

2. 業務の概要

- (1) 移住就農希望者の掘り起こし
- (2) 真庭起農スクール（就農啓発・体験事業）の実施
- (3) 農地のスムーズな循環、活用のための仕組みの構築支援
- (4) 農業インターンシッププログラムの構築、実証
- (5) 移住就農相談体制の整備支援
- (6) 報告書の作成

【業務の詳細】

(1) 移住就農希望者の掘り起こし

ア. 就農フェア等でのブース出展及び PR 活動

都市部を中心に開催される就農フェア等においてブース出展を行い、真庭市での就農及び移住に関する情報提供や個別相談を実施する。

- ・出展するフェアの選定にあたっては、来場者層や開催趣旨を踏まえ、効果的な PR が見込まれる催しを対象とし、本市と協議のうえ決定する。
- ・ブースでは、真庭市の農業の特徴、就農までのステップ、支援制度、実際の就農事例等について説明を行い、相談者一人ひとりの関心や状況に応じた情報提供に努める。

開催期間・回数	1 回以上出展すること。 ※開催地域、実施方法等については、事業全体の進捗や効果を踏まえ、本市と協議のうえ柔軟に運用するものとする。
費用・その他	ブース出展手数料等ほか業務実施に要する一切の費用は受託者が負担すること。

※本市職員に要する交通費、宿泊費等について一部対象とする。

イ. 移住希望者向け情報発信

○ポータルサイト『真庭で農業』及び SNS (Instagram、X、Facebook 等) を活用した情報発信

- ・市内の農業風景、農家の活動、就農イベント情報、市の農業政策、移住関連情報等を発信し、移住希望者が真庭市での農業や暮らしを具体的にイメージできる内容とする。
- ・発信内容については、本市と協議のうえ、投稿頻度やテーマを柔軟に設定するものとする。

※SNS の管理運用の詳細については次のとおりとする。

期間	契約日～次回契約更新日まで
投稿回数	各 SNS 4 回／月程度
費用	写真撮影、原稿作成、投稿、その他 SNS 管理・運営に要

	する一切の費用は受託者が負担すること。
--	---------------------

ウ. 真庭市内の農業者の紹介

移住及び就農を検討する者が、真庭市での就農後の姿を具体的にイメージできるよう、真庭市内で実際に農業を営む農業者の取組や暮らし、就農に至る経緯等について情報発信を行う。

詳細については次のとおりとする。

期間	契約日～令和9年3月31日まで
情報発信の内容	真庭市内で活躍する農業者を対象に取材を行い、それぞれの農業者の魅力を発信する記事を掲載すること。対象は真庭市内の農業者6人以上とする。
費用	写真撮影、原稿作成、投稿、その他WEBサイトの更新・管理に要する一切の費用は受託者が負担すること。
その他	紹介内容は、『真庭で農業』に掲載し、掲載頻度については本市と協議の上、決定すること。(2か月に一度は掲載することが望ましい)

エ. 真庭市の農業風景写真の撮影及びストック

移住希望者及び就農希望者への情報発信に活用するため、真庭市内の農業風景、農作業の様子、農地や農村景観等を撮影し、写真素材としてストックする。

- ・撮影した写真は、WEBサイト、SNS、就農フェアでの説明資料、チラシ等に活用可能な素材として整理・保管する。
- ・撮影枚数は30枚程度を目安とし、撮影時期、撮影内容、構図等については別途本市の指示により実施するものとする。
- ・写真データは、本市が二次利用可能な形式で納品することとし、著作権等の取扱いについては本市と協議のうえ定める。

(2) 真庭起農スクール（就農啓発・体験事業）の実施

就農や移住に関心を有する者を対象に、真庭市での就農や農業経営について理解を

深める機会を提供するため、啓発及び体験を目的とした「真庭起農スクール」を実施する。

主な内容は以下のとおりとする。

- ・都市部等における就農・移住希望者向けの啓発イベントの開催
就農に向けた心構えや真庭市の農業の特徴、就農までの流れ等について学ぶ機会を提供する。
- ・真庭市内における現地体験型の農業講座の実施
市内農家等の協力を得て、農作業体験等を通じて実際の農業に触れる機会を提供する。

啓発イベント等の詳細については次のとおりとする。

開催期間・回数	契約締結後～令和9年3月31日の期間内で計4回以上
開催場所	開催場所、実施方法（対面・オンライン併用等）については、本市と協議のうえ柔軟に設定するものとする。真庭市内での現地体験型講座（計1回以上）を行うこと
研修講師	真庭市内の農業者等が各回1人以上参加すること。※1
費用	交通費、宿泊費、会場使用料、講師謝金等開催・運営に要する一切の費用は受託者が負担すること。

※1 研修講師については本市と協議の上、選定すること。

（3）農地のスムーズな循環、活用のための仕組みの構築支援

地域における農地の維持・有効活用と、新規就農希望者の円滑な就農を促進するため、高齢化や後継者不足等により将来的な活用が懸念される農地について情報を整理し、農地の「出し手」と「受け手」をつなぐ循環の仕組みづくりを支援する。

なお、実施に当たっては、生産者団体の協力を取り付けること。

ア．農地情報の収集と情報提供の習慣化の仕組み作り

生産者団体等から農地情報を収集し、データ化・リスト化を行う。

農地にかかる各種最新情報を把握できる仕組みの構築を行う。

イ．収集したデータの見える化

収集したデータからマッピングを行い、農地にかかる情報を見える化し、就農相談へ活用できるように検討する。

農地情報の取得にかかる調査等の詳細については次のとおりとする。

期間	開始日～令和9年3月31日
内容・機能	生産者団体と連携し、農地情報の収集を行う。 収集する農地の必要な情報については、本市及び本市農業委員会、生産者団体と協議の上、項目等を定める。 リスト化及びマッピング化を行うにあたっては、生産者団体及び本市と協議の上、その方法を決定するものとする。
費用	農家との調整にかかる費用、情報収集のための調査費用、その他運営に要する一切の費用は受託者が負担すること。

(4) 農業インターンシッププログラムの構築、実証

将来的に真庭市での就農を検討する学生等に対し、農業への理解促進及び就農意欲の喚起を図るため、真庭市内の農業者と連携した農業インターンシップの構築及び実施に向けた支援を行う。

本業務では、受入農家や関係者との調整を行い、無理のない形で実施可能なインターンシップの仕組みを検討・整理し、真庭市における将来的な農業人材の確保につなげることを目的とする。

ア. 農業インターン受入農家の調査と体制整備

- ・生徒、学生向けの農業インターン受入農家等の調査及びリストを作成
なお、インターンの受入農家等は真庭市内で農業を営む者で、将来真庭市内で就農を目指す学生等の模範となり、かつ、雇用就農先として受入が可能な農家であることが望ましい。

イ. 農業インターンの実施

- ・真庭市内で農業インターンを1回以上実施する。
- ・真庭市内の農家でのインターン受入についてサポートを行う。
- ・インターン生の募集は、真庭高校のほか農業系の学科のある専門学校等を想定している。

(5) 移住就農相談体制の整備支援

移住及び就農希望者が、真庭市における就農に向けた検討を円滑に進められるよう、関係部署や関係機関等と連携し、就農相談体制の整理及び運営に向けた支援を行う。

本業務では、現行の相談対応の流れや役割分担を整理するとともに、相談者の状況に応じた適切な情報提供や次の行動につなげるための体制づくりを支援することを目的とする。

- ア. 真庭市における就農アプローチについての協議 2ヶ月に1回以上
- イ. 就農相談の流れや対応内容について整理し、相談対応時に活用可能な基本的な対応フローや考え方をまとめる。
必要に応じ、相談対応の流れや役割分担について、図解や簡易的な資料として整理作成し、報告書に添付する。
- ウ. 移住、就農に関係する先進地等への視察の実施
- エ. 起農プロジェクト事業におけるスケジュール管理
- オ. その他、体制構築に向けて本市が求める事項

(6) 報告書の作成

- ・(1)～(5)の結果について、報告書を作成する。

(7) 履行場所 真庭市久世地内 真庭市産業観光部農業振興課 ほか

3. 成果品

項目	成果物・部数	提出期限・情報発信 業務満了
業務報告書	報告書 1部	令和9年3月31日 (提出期限)

SNS	各種 SNS (Instagram、X 【旧 Twitter】、Facebook)	次回契約更新日まで
-----	---	-----------

※納品場所 真庭市久世地内 真庭市役所産業観光部農業振興課

(1) 成果品検査

本業務の完了後、本市の検査を受けるものとし、本市から本業務に適合しないものとして修正の指示のあった場合には、速やかに修正を行うものとする。

(2) SNS 情報発信業務満了時の取扱い

本業務委託では次回契約更新日まで運用管理を行う、また、本市と協議の上、継続して本業務を遂行できるよう必要な措置を講じること。

(3) 成果品の管理及び帰属

本業務で得られた成果は、原則として発注者に帰属する。

4. 共通留意事項

(1) 業務の実施にあたり、個人情報保護法ほか関係法令及び条例を遵守すること。

(2) SNS の運営にあたっては、セキュリティ対策を十分考慮すること。

(3) 業務の実施にあたり発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。

(4) 業務の進捗について、本市に対して定期的に報告を行うこと。

(5) 業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(6) 本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、本市と協議の上、その一部を委託することができる。

(7) 本仕様書に記載されていない事項については、本市の指示に従わなければならない。

(8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。